

↳ 転用資産の減価償却

Q : 当社では、事業年度の中で、事務所用建物を倉庫用に転用しました。

ところで、事務所用と倉庫用では耐用年数が違うのですが、この建物の減価償却費はどのように計算するのでしょうか。

A : 転用資産については、転用の前後に区分して償却限度額の計算を行うのが原則ですが、その事業年度の開始の日から転用後の耐用年数により償却限度額を計算することもできます。

【解説】

事業年度の中で、従来使用されていた用途から他の用途に転用された資産については、原則として、それぞれの用途に供している期間に応じて償却限度額を計算し、その合計額が償却限度額となります。

しかし、この計算は煩わしいことから、転用した資産の全部について、転用した日の属する事業年度開始の日から転用後の耐用年数により償却限度額を計算することも認められています。

ちなみに、この取扱いは、転用した資産の全部についてこの方法によらなければなりませんから、例えばA、B 2つの建物を転用した場合、Aの建物については原則どおり転用前と転用後とに区分してそれぞれの耐用年数により償却限度額を計算し、Bの建物については事業年度開始の日から転用後の耐用年数によって償却限度額を計算するというような選択をすることはできません。

